



金融庁担当官（右列）に要請する保団連住江会長ら

休保制度加入者・会員の皆様へ

「保険医休業保障共済制度」を守るこの間の活動と請願署名ご協力のお願い

保団連自主共済規制問題対策本部部長 住江憲勇

新保険業法の施行により、皆様のご協力をお願いし、当会が運営している保険医休業保障共済制度（以下、「休保制度」）も同法の適用を受け、現行制度での存続が困難な事態に直面しています。このような事態を打開するため、本紙などを通じて皆様から「要請書」等へのご協力をいただきましたことにお礼申し上げます。ここに、その後の活動状況をご報告申し上げますとともに、あらためて国会での審議を求めるため、皆様のご協力をお願いいたします。

各政党や国会議員への要望などを通じて、3月末の国会審議では与謝野末の国会審議では与謝野金融担当大臣が「きちんと相談にのり、共済事業が運営できるよう、われわれとしてできる限りのことをしたい」と旨を答弁しました。その後も、新保険業法からの適用除外を求めることにも、金融担当大臣の答弁にそって、新保険業法のもとでも休保制度の運営が可能となるよう、保団連として下記の実情を金融庁に出し、引き続き要望しているところです。

1、この間の活動に関する報告について
保団連では、新保険業法の施行以前から、休保制度の内容や発足から今日に至る制度運営の経過、地域医療を守る上で新保険業法からの適用除外を求めることにも、金融担当大臣の答弁にそって、新保険業法のもとでも休保制度の運営が可能となるよう、保団連として下記の実情を金融庁に出し、引き続き要望しているところです。

また、適用除外が困難な場合であっても、できる限り、現行の制度内容を維持・存続させることを目標に、①保険会社への「委託」、②「共済協同組合」など別組織による対応、③保険商品による特別認可申請、なども引き続き検討しており、加入者・会員のご要望にに応えられるよう努力中であることをご報告します。

9・15金融庁要請行動

「研究する」と金融庁担当官

保団連は9月15日、金融庁に対して、休保制度などの健全に運営している自主的な共済を継続できる方法について具体的な研究・提示することなどをあらためて要請した。

金融庁の担当官は、経過措置で触れている「委託」等の方法について、「研究していきたい」と述べ、保団連の要請について一定の理解を示した。今後引き続き、金融庁の検討や対応の進捗状況等を確認、追及する。

五味廣文金融庁長官あて質問状

共済制度の存続に関する質問と回答のお願い

貴職におかれましては、金融行政の重責を果たされておりますことに敬意を表します。

当会は、全国の開業保険医を中心とする医師・歯科医師10万2千人で構成し、保険医の生活と権利を守り、国民医療の向上をめざして活動している団体です。

さて、新保険業法の施行により、当会が運営している保険医休業保障共済制度（以下「休保制度」と略称）の存続が、困難な事態に直面しています。

貴職に対し、当会は新保険業法の施行以前から、休保制度の内容や発足から今日に至る制度運営の経過、地域医療を守る上で果たしてきた社会的役割などを説明し、当該制度の加入者のうち約1万8千人の「要請書」も添えて、新保険業法の適用除外を再三にわたって要望してきました。各政党、国会議員の方々にも要望する中で、国会審議でも取り上げられ、与謝野金融担当大臣が「きちんと相談にのり、共済事業が運営できるよう、われわれとしてできる限りのことをしたい」と旨の答弁もされました。

去る7月25日には、貴職に対し、与謝野金融担当大臣の答弁趣旨にそって、「委託」などの具体的な継続の措置を講じるよう要望しました。

しかし、金融庁総務企画局企画課、監督局保険課の対応は、あくまで新保険業法に則り、「保険会社を設立するか、少額短期保険業者になる」「以外に方法がないこと。新保険業法の経過措置で触れている「委託」や「移転」は、保険業法に規定する保険会社間の「委託」や「移転」のみを想定したものであり、たとえ健全な共済であっても、保険会社への「委託」や「移転」は認められない」とし、「保険以外には存在を認めない姿勢に終始しています。

以上の経過をふまえ、当会休保制度の概要を説明のうえ、下記の質問をします。当会は、すべての加入者に説明責任を果たさなければなりません。

つきましては、9月20日までに金融庁としての文書回答を求めるものとします。

1、当会休保制度の概要
開業保険医は、自らが倒れた場合、他に代わって診療を担う者がなく、直ちに休診に追い込まれることとなります。その間も診療を継続するためには代診医などの手当てが必要で、休診しても従業員の給与等は保障しなければなりません。

こうした事情に対応し、療養に専念して一刻も早く復業できるよう保障制度の研究をすすめたが、当時は、疾病休業を保障する保険がなかったことから、保険商社を設立するか、少額短期保険業者になる方法に方法がないこと。新保険業法の経過措置で触れている「委託」や「移転」は、保険業法に規定する保険会社間の「委託」や「移転」のみを想定したものであり、たとえ健全な共済であっても、保険会社への「委託」や「移転」は認められない」とし、「保険以外には存在を認めない姿勢に終始しています。

の傷病による休業を余儀なくされた場合、本来は、医療機関の診療体制確保などの公的保障を政府の責任で行うべきです。それが困難な現状のもとで、自助努力による共済制度の存続を保障するのは、政府（金融庁）としての最低限の責任であると考えます。

2、質問事項について
（1）銀行や保険会社のように政府の公的資金をいっさい受けず、加入者に何の瑕疵も作ることなく会員相互の自助努力で健全に運営し、しかも、政府の保険医療行政を支える役割までしている共済制度は、存続できるようにすべきです。

（2）与謝野金融担当大臣は、国会審議の中で、「きちんと相談にのり、共済事業が運営できるよう、われわれとしてできる限りのことをしたい」と旨の答弁をされました。

（3）共済を行う団体は、新保険業法によれば、保険会社の設立か、少額短期保険業者になる方法しか認められていません。しかし、非営利を目的とし会員限定の共済を運営する団体が、多額の資本金を確保し不特定多数を相手に営利会社を設立すること自体に無理があります。

また、少額短期保険業者は、共済の実態からかけ離れた極めて小規模なものであり、当会の休保制度はそもそも該当しません。保険の存在しか認めない新保険業法の規定は、金融庁自ら国民の自助努力による共済加入者の生活権を奪う一方で、保険会社の市場拡大を進めるものといわざるを得ません。

は、その根拠、理由を明示していただきたい。

（3）共済を行う団体は、新保険業法によれば、保険会社の設立か、少額短期保険業者になる方法しか認められていません。しかし、非営利を目的とし会員限定の共済を運営する団体が、多額の資本金を確保し不特定多数を相手に営利会社を設立すること自体に無理があります。

また、少額短期保険業者は、共済の実態からかけ離れた極めて小規模なものであり、当会の休保制度はそもそも該当しません。保険の存在しか認めない新保険業法の規定は、金融庁自ら国民の自助努力による共済加入者の生活権を奪う一方で、保険会社の市場拡大を進めるものといわざるを得ません。

憲法に定めた国民の幸福追求権や財産権に基づく共済加入者の生活権を保障する立場から、健全な共済を今後とも存続できるように、金融庁は、適用除外や附則規定の見直しなど他の具体策を示す責任があると考えます。

もし責任がないとするなら、その根拠、理由を明示していただきたい。

保険業法の適用除外を 求める請願署名へ のご協力のお願い

10 月 20 日までに送付ください

全国保険医団体連合会は、9 月末からの臨時国会に向けて、健保制度加入者・会員の皆様へ、「保険業法の適用除外を求める請願署名」へのご協力を緊急にお願いすることとしました。皆様におかれましては、事情をご理解いただき、何卒ご協力をお願いします。

「請願署名」については、健保制度と特定していないため、家族、従業員など請願の趣旨に賛同される方の署名協力が可能です。「請願署名」は、所属の保険医協会・保険医会へ 10 月 20 日までに郵便等でお送りいただきますようお願いします。

保険業法の適用除外を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

2006 年 月 日

【請願趣旨】

2006 年 4 月 1 日に施行された新保険業法によって、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的に行っている共済制度が、存続の危機に追い込まれています。

保険業法「改正」の趣旨は、いわゆる「ニセ共済」への規制が目的でした。

団体が自主的に行う共済への規制と干渉は憲法違反であり、これまで、健全に運営をしてきた「仲間どうしの助け合い」に、儲けの論理を押し付けることは認められません。

【請願項目】

自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること

氏 名	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

取扱い団体 全国保険医団体連合会

署名用紙の送付方法

左の用紙を切り取るか、A4 サイズにコピーし、賛同される方の氏名・住所をご記入いただき、至急所属協会に郵便等でお送り下さい。